認定タイムスタンプ利用登録制度の概要

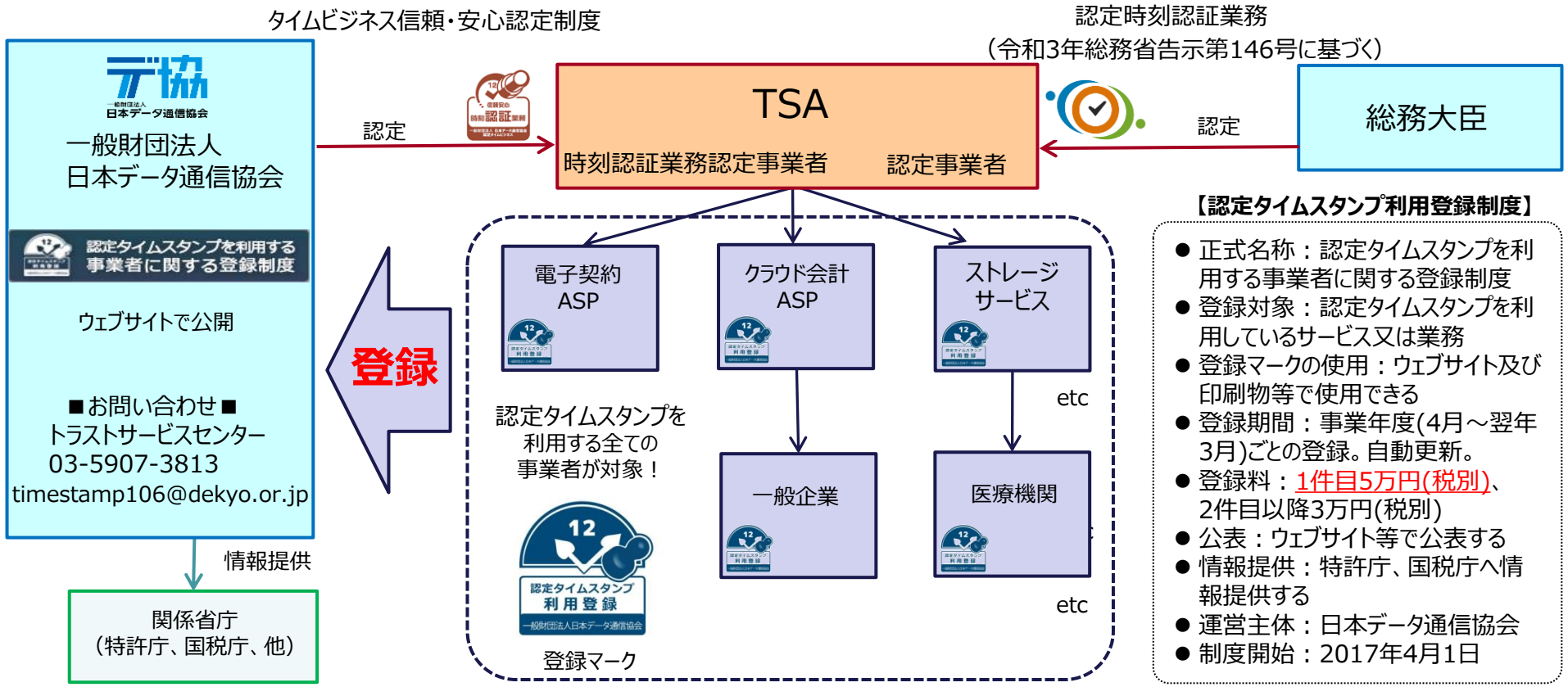

【認定タイムスタンプ利用登録制度】

- 正式名称：認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度
- 登録対象：認定タイムスタンプを利用しているサービス又は業務
- 登録マークの使用：ウェブサイト及び印刷物等で使用できる
- 登録期間：事業年度(4月～翌年3月)ごとの登録。自動更新。
- 登録料：1件目5万円(税別)、2件目以降3万円(税別)
- 公表：ウェブサイト等で公表する
- 情報提供：特許庁、国税庁へ情報提供する
- 運営主体：日本データ通信協会
- 制度開始：2017年4月1日

こんな事がありました

✓ 会計ASPを利用して国税関係書類のスキャナ保存を行うために、調査したのだが、認定タイムスタンプを利用しているのか判らず選定に困った。
✓ 電子契約サービスの提供にあたり、「認定タイムスタンプ」の利用をアピールしようとしたが、時刻認証業務認定マークの使用対象外だった。

登録のメリット（予想）

✓ ASPとして事業展開している会計サービスに関して、認定タイムスタンプを利用していることをアピールできて、問合せが増えた。
✓ 導入検討していた電子契約サービスが、認定タイムスタンプを用いて長期署名フォーマットを採用していることが判り、安心して導入できた。

※認定タイムスタンプとは、（１） 令和三年総務省告示第百四十六号に基づく認定時刻認証業務により発行されるタイムスタンプ及び（２）タイムビジネスに係る指針（平成十六年十一月五日総務省策定）を踏まえて一般財団法人日本データ通信協会が認定する時刻認証業務認定事業者の認定に係る業務により発行されるタイムスタンプを言います

Copyright© Japan Data Communications Association All Rights Reserved.